

令和 7 年10月10日

衆	議	院	議	長	}	様	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総		務		大			臣
財		務		大			臣
農	林	水	産	大			臣
環		境		大			臣
内	閣	官	房	長	官		

盛岡市内丸10番 1 号

岩手県議会議員 城 内 愛 彦

野生鳥獣による農作物被害対策の充実及び強化を求める意見書

野生鳥獣による農作物被害対策の充実及び強化に取り組む自治体を支援するよう強く要望する。

理由

シカ、イノシシ、サル等の野生鳥獣による農作物被害は依然として高い水準にあり、我が国の令和 5 年度の農作物被害額は、令和以降最大の 164 億円となっている。野生鳥獣による農作物被害は収穫量の減少だけでなく、農業者の営農意欲を減退させ、耕作放棄や離農の要因になるなど、被害額以上の悪影響をもたらしている。加えて、イノシシや熊等による人的被害も増加しているため、野生鳥獣による被害は早急に解決しなければならない深刻な問題となっている。

野生鳥獣による被害防止対策は、捕獲人材の育成確保をはじめとした個体群管理、侵入防止対策、緩衝帯の整備等による生息環境管理の 3 本柱が基本であり、都道府県や市町村といった地域ぐるみでいかに徹底して行えるかが効果を大きく左右する。

よって、国においては、野生鳥獣による農作物被害対策の充実及び強化に取り組む自治体を支援するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1 都道府県が実施する広域捕獲活動及び地域が取り組む緊急的な捕獲活動等に対する支援を行うこと。

加えて、狩猟免許の保持や取得に係る負担を軽減するとともに、捕獲活動に係る支援単価の引上げ等、捕獲人材の育成や確保に対する支援を行うこと。

2 捕獲後の鳥獣を地域資源として有効に活用するため、ジビエ等での利活用の推進に対する支援を行うこと。

3 侵入防止柵の設置や点検作業の負担軽減策の実施等、侵入防止対策に対する支援を行うこと。

4 河川敷等における緩衝帯の整備や地方が連携して取り組む生息実態調査等の

生息環境管理に対する支援を行うこと。

- 5 野生鳥獣による農作物被害額の深刻な状況を踏まえ、都道府県及び市町村が万全な鳥獣被害防止対策に取り組めるよう、十分な予算を確保すること。

上記のとおり地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。